

熊本縣市町村合併支援プラン

平成14年 7月 4日
平成16年10月 1日改訂
平成18年 9月11日改訂

1 策定趣旨等

(1) 趣旨

- ・国の市町村合併支援プラン（平成13年8月30日市町村合併支援本部決定。以下「国の支援プラン」という。）の積極的な活用を図るとともに、本県独自の支援策等を取りまとめ、市町村合併の検討及び合併市町村の新たなまちづくりを総合的に支援する。

(2) 対象地域

- ・合併重点支援地域に指定した市町村
- ・平成17年3月31日までに合併した市町村
- ・平成17年3月31日までに地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定による申請（以下「合併申請」という。）を行い、平成18年3月31日までに当該合併申請に係る合併を行った市町村

2 国の支援プランの活用

- ・国の支援プランに掲載された事業を活用した市町村事業について、市町村の要望を踏まえ、国に対して採択がなされるよう積極的に働きかけるとともに、国の支援プランに掲げられた事業を活用した県事業についても積極的に推進する。

3 県独自の支援策

(1) 行政支援策

① 法定協議会等への県職員の参画及び派遣

- ・関係市町村等の求めに応じて、任意協議会又は法定協議会に、県職員を委員等として参画させるとともに、事務局に県職員を派遣する。

② 合併市町村と県との人事交流

- ・合併市町村の行財政能力の向上と合併後のまちづくり等を支援するため、合併市町村と県との人事交流を促進する。

③ 市町村合併総合マニュアルによる助言

- ・任意協議会又は法定協議会に、県が策定した「市町村合併総合マニュアル」を提供し、助言等を行う。

④ 合併市町村に対する「まちづくりアドバイザー」の派遣等

- ・合併市町村が合併後のまちづくりや地域コミュニティの振興を図ることができるよう、各行政分野で政策企画等の専門的知識を有するアドバイザーの派遣や調査研究への助言を行う。

⑤ 合併市町村に対する行財政総合診断による助言

- ・合併市町村に対して、より効率的な行財政運営が行えるよう行財政診断を計画的に実施する。

⑥ 市制施行に向けた助言等

- ・合併によって市制施行を目指す町村に対して、都市計画事業や福祉事務所の事業等市制移行に伴う新たな事務を円滑に処理することができるよう助言するとともに、専門知識に関する研修を積極的に支援する。

(2) 事業支援策

① 県事業の優先的・重点的な実施

- ・県との協議を経て「市町村建設計画」に位置付けられた県事業について、優先的・重点的に実施する。
- ・国の支援プランに基づく「市町村合併支援道路整備計画」や「市町村合併支援農道等整備計画」に掲げられた県事業等についても、優先的・重点的に実施する。

② 県単独の補助事業や貸付金による助成等

- ・合併関係市町村が行う合併後のまちづくりを視野に入れた事業や合併市町村が行う「市町村建設計画」に位置付けられた事業について、県単独の補助事業や貸付金により優先的に支援する。

例) 熊本県地域振興総合補助金、熊本縣市町村振興資金 など

③ 市町村合併特別交付金による助成

- ・合併関係市町村が行う合併市町村への円滑な移行に資するための事業や合併市町村が行う市町村建設計画に位置付けられた事業について、市町村合併特別交付金により助成する。
- ・現行の市町村合併特別交付金制度の交付要件について、市町村の意向を踏まえ、制度の改善を検討する。

④ 「新市町村将来ビジョン」策定への支援

- ・任意協議会又は法定協議会が行う「新市町村将来ビジョン」策定のための調査研究等を支援する。

⑤ 法定協議会等が行う周知啓発への支援

- ・任意協議会又は法定協議会が行うシンポジウムの開催やパンフレットの作成等の周知啓発活動を支援する。

(3) その他の支援策

① 県が策定する各種計画における圏域等の見直し

- ・県が策定する各種計画における圏域及び県立高校（全日制・普通科）の通学区域、警察署の管轄区域、県の出先機関の所管区域等については、対象となる市町村の意向を踏まえ、行政の効率性、住民の利便性、合併市町村の一体性など総合的な観点から見直しを図る。

② 権限移譲の推進

- ・合併市町村に対しては、当該市町村の意向を踏まえて権限移譲を積極的に推進するとともに、県と市町村の役割分担等を検討する。なお、権限移譲に当たっては、事務処理が円滑に行えるよう当該市町村の行政体制の整備を支援する。

③ 公共的団体等への支援

- ・市町村の合併に伴い公共的団体等が受ける影響の把握に努めるとともに、公共的団体等の統合整備に係る助言等、必要な支援を行う。

4 市町村合併のための広報・啓発

(1) 広報啓発事業の実施

- ・県民に広く市町村合併の必要性等について理解していただくとともに、市町村の合併に向けた取組を支援するため、広報啓発活動を積極的に実施する。
- ・新市町村をPRするため、県における広報活動等の機会を通じて県内及び全国的に情報を発信する。

(2) 合併支援窓口の設置

- ・市町村合併について県民への周知啓発の一層の推進を図るとともに、国、県の支援プランの紹介やその具体化についての相談等に対応するため、本庁及び地域振興局に窓口を設置する。

総務部市町村総室（合併推進班）

総合政策局企画課（政策班）

地域振興部地域政策課（政策・企画班）

健康福祉部健康福祉政策課（政策班）

環境生活部環境政策課（政策班）

商工観光労働部商工政策課（政策班）

農林水産部農林水産政策課（農政政策班）

土木部監理課（政策班）

出納局会計課（庶務・資金班）

企業局総務経営課（総務政策班）

警察本部警務部警務課（企画第二係）

教育委員会教育政策課（政策班）

宇城地域振興局総務振興課

玉名地域振興局総務振興課

鹿本地域振興局総務振興課

菊池地域振興局総務振興課

阿蘇地域振興局総務振興課

上益城地域振興局総務振興課

八代地域振興局総務振興課

芦北地域振興局総務振興課

球磨地域振興局総務振興課

天草地域振興局総務振興課